

札幌市障がい福祉課と札幌介助研究会の話し合い

4月某日、札幌いちご会事務所にて、札幌介助研究会のメンバーと札幌市障がい福祉課の方々と話し合いをおこないました。札幌市障がい福祉課からは、坪田康嗣課長・堀井雄介係長・松村達哉係長・晴山雅史さんが参加してくださった。



○重度訪問介護サービスとPA制度の併用について

<札幌介助研究会より>

- ・病気や予定変更があった場合、サービスの支給決定量を月々や月の途中でも柔軟に変更できる仕組みが必要ではないか。
- ・PA制度では、ヘルパーの人材確保のために当事者自身が過大な労力や費用を費やす。それを補助する仕組みを市で作る必要があると思うがどう考えるか。

※PA（パーソナル・アシスタンス）制度についてはp.28～29をご覧ください。

○重度訪問介護サービスの支給決定量における非定型導入について

<札幌介助研究会より>

- ・現在の月720時間（1日24時間介助保障）の条件である二要件（脳性マヒで顕著な不随意運動あり、または人工呼吸器使用者等に限り）のようなものを、非定型のガイドラインでは取り入れず、個々の状況を勘案してほしい。
- ・非定型導入に向けた進行スケジュールが決まっていたら、教えてほしい。

市役所：スケジュールはまだ決まっていない。導入した際には使いやすいものにしたいと考えている。導入開始の時期も未定。何億単位でお金が動くため、財務部門などに認めてもらえるよう、障がい福祉課で動いていく。現在、重度訪問介護サービスだけで毎年35億円かかっている。非定型導入により予算に3～5億円の追加が必要かもしれない。

※非定型…多くの介護時間数が必要な重度の方々の条件は、各自のケースごとに異なる、ということを確認する考え方

○障がい福祉サービス全般について

<札幌介助研究会より>

- ・障がいのある人は社会にとっての資源であると、障がい福祉に関わっていない人々でも認識できるようにしてほしい。障がい者についてよく知らない人が殆どなのが実情である。障がい福祉に関する情報や会議があればテレビやネットで流すなど、札幌市からも積極的に発信してほしい。
- ・重度訪問介護サービスにおいて、通勤・通学での利用も認めたなら、職場介助者も認めるべきだと考える。
- ・障がい者が、地域に出て活動できるのが本来の社会である。カルチャースクールに通つ